

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月22日(2022.3.22)

【国際公開番号】WO2019/183680

【公表番号】特表2021-519158(P2021-519158A)

【公表日】令和3年8月10日(2021.8.10)

【出願番号】特願2020-551957(P2020-551957)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06(2006.01)

10

【FI】

A 6 1 M 16/06 A

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月11日(2022.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者インターフェースであって：

患者インターフェース用のプレナムチャンバであって、前記プレナムチャンバは、使用時において患者の呼吸サイクル全体において周囲空気圧力を超える少なくとも6cmH<sub>2</sub>Oの治療圧力まで加圧可能であり、前記プレナムチャンバは、一定容積の空間を少なくとも部分的に封入する1つ以上の壁と、

患者の気道への入口を包囲する患者の顔の領域に対してシールを形成するように構築および配置されたシール形成構造であって、前記シール形成構造は、使用時において前記治療圧力における空気流れを患者の鼻孔への入口に送達させるように構成された鼻用穴を少なくとも1つ有する鼻部位を含み、前記シール形成構造は、使用時において前記治療圧力における空気流れを患者の口への入口に送達させるように構成された口用孔を有する口部位を含み、前記シール形成構造は、使用時において患者の呼吸サイクル全体において前記治療圧力をプレナムチャンバ内に維持するように構築および配置される、シール形成構造と

30

、使用時において患者の呼吸サイクル全体において患者による呼吸のための治療圧力における空気流れを受容するようなサイズおよび構造にされた1つ以上のプレナムチャンバ入口ポートと、を含む、プレナムチャンバと、

前記シール形成構造を患者頭部上の治療的に有効な位置に保持するための力を発生させるように構成された位置決めおよび安定化構造と、を含む、

40

前記シール形成構造は、使用時において患者の鼻の下側周辺部をシールするように構成された中央部を含み、

前記シール形成構造は、使用時において患者の鼻翼と接触するように構成された中間部を含み、前記中間部は、前記中央部よりも高剛性であり、

前記鼻部位は、使用時において患者の鼻翼のそれぞれに対して横方向の下側の領域において患者の顔と接触するようにそれぞれ構成された一対の後角部を含み、前記後角部は、前記中間部よりも肉厚である、患者インターフェース。

【請求項2】

前記中間部は、部分的に中間方向および部分的に上方向を向く前記シール形成構造の一対の外壁を含む、請求項1に記載の患者インターフェース。

50

## 【請求項 3】

前記中間部は、襷に耐えるように構成される、請求項 1 または 2 に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 4】

前記中間部は、襷に起因して患者の鼻の前記下側周辺部から周囲への漏洩経路が形成される事態を制限するように構成される、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 5】

前記中間部は、前記中央部よりも肉厚である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 6】

前記シール形成構造は、使用時において顎したの患者の顔の下側において係合しないように構成される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 7】

前記プレナムチャンバはシェルを備え、

前記シール形成構造は前記シェルに連結されている、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 8】

前記プレナムチャンバは単一の入口ポートを備える、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 9】

前記プレナムチャンバは、前記患者インターフェースの導管ヘッドギアに接続するための一対の入口ポートを備える、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の患者インターフェース

## 【請求項 10】

前記シール形成構造は、使用時において空気の流れを患者の対応する鼻孔へ送るように構成された一対の鼻用穴を含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 11】

前記シール形成構造は、使用時において患者の上唇をシールするように構成された上唇部を含み、前記後角部は、前記上唇部よりも肉厚である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 12】

前記シール形成構造は、前記後角部と前記上唇部との間の各移行が使用時において患者の前記鼻翼の横方向に近接して配置されるように構成される。請求項 11 に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 13】

前記後角部の中間境界のそれぞれは、鼻のいずれかの側部に沿った曲率に追従する鼻のいずれかの側部上の使用中の患者の顔の上方の経路をたどる、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 14】

患者の顔の上方の各経路は、上向き、外向き、そして内向きの方向にあり、鼻のいずれかの側部に沿った曲率に追従する、請求項 13 に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 15】

前記後角部の厚さは約 0.8 mm ~ 1.6 mm である、請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

## 【請求項 16】

前記後角部は使用時において患者の前記鼻翼のそれぞれの一つに接触しないように構成される、請求項 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

10

20

30

40

50